

今日も決戦 明日も決戦

露光量違いにより重複撮影

週報

十一月二十六日

- 神宮御参拜を仰ぎ奉りて……………
- 統制會への職權委譲……………
- 大東亞戦争一周年の戦果……………
- 一月の 常會の頁……………
- 階級の階級制富強表……………
- 生活必需品と鐵道輸送…………… 鐵道省……………
- 獨逸、十五周年を述べた……………
- 明邦ソインランド……………

週問誌

- 十一月三日(本)
- 皇居陛下、陸軍省軍病院に召見せらる
- 帝國水雷戦隊のロンカ沖海戦(十一月三日夜)の戦果(戦艦、駆逐艦、雷艇、魚雷艇、水雷艇、哨戒艇)を大才発表
- 十一月四日(金)
- 皇居陛下、臨時東京第一陸軍病院、陸軍軍醫學校に召見せらる
- マレーの大陸綜合戦果と重慶製鉄の決意とを支那派軍閥間
- 標準漢字の制定を閣議で決定
- 十一月六日(日)
- ハワイ海戦の損害を米海軍省発表
- 十一月七日(月)
- 大東亞戦争第二回(露軍)論功名賞の御沙汰あらせらる
- 十一月九日(水)
- 萬葉領馬來をマライ、英領ボルネオを北ボルネオ、荷蘭領ボルネオを南ボルネオと改稱に閣議決定
- 明年度の高等學校入學試験課目を文部省発表
- 十一月十日(木)
- 賀陽宮邦彦王殿下の御成年式を宮中て執り行はせらる
- 大東亞戦争開始以來の陸軍綜合戦果を大才発表(十一月八日(火))
- 大東亞戦争一周年記念日
- 南方軍政の状況に關し陸軍當局を發表
- 靖國神社で國民大會中央大會を舉行、皇軍將士に對する感謝決議
- 基本國策綱を滿洲國發表

露光量違いにより重複撮影

今日も決戦 明日も決戦

週報

第三三三號
十二月十六日

神宮御参拜を仰ぎ奉りて……………二

統制會への職權委譲……………七

大東亞戰爭一ヶ年の戦果……………二〇

一月の常會の頁……………二六

隣組の貯蓄例當選發表……………三〇

生活必需品と鐵道輸送……………鐵道省……………三五

獨立二十五周年を迎へた……………三六

盟邦フィンランド……………三〇

週日誌

十二月三日(金)

▽皇后陛下、廣須賀海軍病院に行啓あらせらる

▽帝國水雷戦隊のルンガ沖海戦(十月三十日夜)の戦果(第一機一機、第二機一機、第三機一機、第四機一機)を大本營發表

十二月四日(金)

▽皇后陛下、臨時東京第一陸軍病院、陸軍陸軍學校に行啓あらせらる

▽一ヶ年の大陸綜合戦果と重慶撃滅の決意とを支那派遣軍團明

▽標準漢字の制定を閣議で決定

十二月六日(日)

▽ハワイ海戦の損害を米海軍省發表

十二月七日(月)

▽大東亞戰爭第二回(舊曆)勳功行賞の御沙汰あらせらる

十二月八日(火)

▽大東亞戰爭開始以來の陸軍綜合戦果を大本營發表

十二月九日(水)

▽大東亞戰爭一周年記念日

▽南方軍政の現況に關し陸軍當局談を發表

▽靖國神社で國民大會中央大會を舉行、皇軍將兵に對する感謝決議

十二月九日(水)

▽基本國策要綱を滿洲國發表

十二月九日(水)

▽新英領馬來をマライ、舊英領ボルネオを北ボルネオ、舊蘭領ボルネオを南ボルネオ、パタビヤをジャカルタと改稱に閣議決定

十二月九日(水)

▽明年度の高等學校入學試験科目を文部省發表



神宮御参拜を仰ぎ奉りて

大東亞戦争一周年を迎へて、一億國民、米英撃滅の凜乎たる決意を新たにしたこの時、畏くも天皇陛下には、十二月十二日、神路山の麓、五十鈴川の川上に鎮ります神宮に御参拜、皇祖天照大神の大御前に親しく御告文を奏し給うたと承り、われら一億、肅然として心身の一時にひき緊るのを覺えたのである。

國難に際して勅使をして神宮に祈らしめ給うた數々の御例は拜するが、戦争のさ中に、御躬ら神宮に御参拜あらせられたことは、全く有史以來、初めての御事であり、神宮の大御前に御躬ら國難克服を祈らせ給ふ大御心の並々ならぬを拜察し奉り、民草一億、たゞく恐懼に堪へぬ次第である。

昨年十二月八日、宣戰の大詔を渙發し給ふや、天皇陛下には翌九日朝、宮中三殿において臨時の大祭を御執行、皇祖皇宗を始め奉り、天神地祇の神靈にその由を御親告遊ばされ、また神宮には勅使として堂典長を御差遣遊ばされ、さらに全國二百十餘社の官國幣社にも、地方長官を勅使として参向せしめられ、嚴肅な宣戰奉告の臨時奉幣祭を執り行はせられ、神明の加護を祈請し給うたのであつた。

古來、國家に重大事のある場合には、必ず神宮に使を遣はされて、幣帛を奉り、或ひは事の由を奉告せしめられ、或ひは神助を仰ぎ、神恩に奉養遊ばされるのが例である。殊に外國と干戈を交へるやうな非常時に際しては、特に重臣たる公卿を勅使として御差遣遊ばされ、時には宸筆の宣命を奏上せしめられて、皇祖天照大神の御神威の顯現をお祈り遊ばされたのである。

かの蒙古襲來の國難に當つては、龜山天皇は文永五年四月、宸筆の宣命を公卿勅使に授け給ひ、弘安四年閏七月には後宇多天皇と龜山上皇が公卿勅使を遣はされ、さらに永仁元年七月には伏見天皇が宸筆の宣命を公卿勅使に賜はり、神宮の大御前に國難克服を祈請せしめられた。かの増鏡の龜山上皇の御祈願の記事を拜讀するもの、誰かその思召の長さに感泣せぬものがあるか、されば、元軍が消滅したと聞いた時、當時の公卿の一人、藤原爲氏は感激の餘り、勅として祈るしるしの神風に寄せる浪はかつ砕けつゝ、

と詠んだのである。

ペルリの來航後、内憂外患も、至つた幕末に際して、御躬ら難局に當らせ給うた孝明天皇は、安政五年六月、權大納言徳大寺公純を神宮に遣はされ、宸筆の宣命を奏上して外寇擊攘の御祈詩を捧げしめ給うた。

明治に至つては、日清戦争の宣戦奉告と、平和克復の奉告に掌典長を神宮に御差遣あらせられ、日露戦役には掌典長を勅使として宣戦を奉告せしめられ、平和克復には、明治三十八年十一月十七日、明治天皇御躬ら神宮に御参拜、御告文を奏して御親告遊はされたのであつた。

しかし、今回の如く、戦争のさ中に、陛下御躬ら神宮に御参拜あらせられたことは、神宮の御鎮座以來、未だ嘗てその例を見ぬことであり、その先蹤を仰げば、遠く神武創業の古へに遡るべきであらう。

即ち、今回の神宮御参拜こそは、神武天皇がその御東遷に際して、御躬ら天神地祇を齋ひ祀り、皇祖天照大神の御神助を祈らせ給うた御事蹟にも比すべきものである。

神武天皇建國の鴻業は、皇祖天照大神の天業を恢弘して八紘爲宇の大理想を實現し給ふにあつたが、これを遂行し給ふには、「神祇を禮ひ祭ひて、日神の威を背に負ひまつりて、影の隨に壓躡まむに若かず」との敬虔な大御心と、我が皇祖天照大神、以て基業を成さむと欲せるか」との

固き御信念を以て、征戰の途次しばし陣中において天神地祇を禮祭して皇天の威を頼りて、必勝を期し給うたのである。

また、「みつみつし、久米の子等が、垣下に植ゑし蕨、くちひく、われは忘れず、撃ちてし止まむ」と、皇兄彦五瀬命が悲壯な戦死を遊ばされ、幾多の忠勇なる將兵を賊徒のために失つたその悲しみと憤りを、口ひくはじかみの辛きに譬へ、今こそ賊徒を撃滅せしむれば止まぬ、靜らして止まむ、撃ちてし止まむと將兵の士氣を鼓舞せられたのであつた。

今回の大東亞戦争は、宣戰の大詔に「東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考不承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ」と仰せられ、「皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖考ノ遺業ヲ恢弘シ」と宣はせられてゐる通り、それは正しく東亞の安定、世界の平和を確保し給はんとする皇祖考、皇考の遠猷であり、祖宗の遺業恢弘のための聖戰に外ならない。

その大御心は、昨年官國幣社に勅使を參向せしめられ、宣戰の旨を奉告せしめ給うた御祭文中の「皇祖ヲ始メ奉リ御代御代ノ聖謨ノ隨ニ四海皆同胞ト彌隆ビニ睦ビ彌親シニ親シマシメムト夙夜御心ヲ竭シ御身ヲ致シ給ヒシニ」とある通り、ひたすら皇祖天照大神を始め、歷代天皇の思召の通り、飽くまでも四海を同胞とし、萬邦をして永遠に共榮せしめ給ふ深き思召を以て、夙夜大御心を竭し、玉體を勞し給うたのである。

しかるに何事ぞ、帝國の眞意を解せず、世界制覇の非望を逞しうせんとする米英の醜草よ。我が神州を汚さんとする夷狄は、斷乎打ちかはねばならない。青人草の繁り行くを阻まんとする醜草は根絶するまで刈り拂はねばならない。

大東亞戦争一周年を迎へ、前途いよ／＼多事なるべき征戦のたゞ中に、天皇陛下の神宮御参拜を拜したのである。神宮御鎮座以來、未だ嘗てその例を見ぬ今回の御参拜から拜察するとき、大東亞戦争が有史以來未曾有の國難であり、しかも日を遂うてその重大性を加へてゐることが、ひし／＼と痛感される。現に、敵米國は漸く緒戦の惨敗からの立ち直りを見せ、本格的な反攻を開始してをり、ソロモン海域には、皇國の興廢を賭する決戦が、相次いで行はれてゐるのである。

また今回の神宮御参拜が、神武天皇の建國創業の御先蹤に照應するものであることを想ふとき、感激の念ひし／＼と身に迫るのを覚える。今こそ一億一心、有難き聖慮を奉戴して、征戦の本義をつかみ、神武天皇の大御歌に拜する如く、「撃ちてしまひ、撃ちてしまひ」と力強く雄健びながら、たまたつしぐらに米英撃滅に突進するのみである。前線も銃後もない國家總力戦の今日、眞に全國民の一人々々が、米英撃滅の戦ひに、己の本分を盡し、すべてを捧げ盡して戦ひ抜いた後にこそ初めて、天佑神助を仰ぎ得るのである。

統制會への職權委讓

商 工 省

まへがき

重要産業團體令による最初の統制會として、鐵鋼統制會が成立したのが昨年十一月二十日のことです。爾來こゝに一年を経ました。今では産業統制會の數も二十一を算へます。ご承知の通り、いはゆる第一次指定の産業は鐵鋼、石炭、鑛山、セメント、金屬加工、産業機械、電気機械、精密機械、車輛、自動車、貿易、造船及び鐵道軌道の十三業種、第二次指定の産業は輕金屬、化學工業、ゴム、皮革、油脂、給スフ、

絹人絹、羊毛及び麻の九業種ですが、このうち、ゴムを除いた全部の産業について、すでに統制會が成立してをります。

統制會に對する職權委讓の問題は、統制會創設當初からの懸案であつたのですが、この度これに對する政府の措置がいよ／＼具體的に決定され、まづ右の第一次指定の産業中、造船を除いた鐵鋼業以下十二の産業の統制會に對して、行政官廳の職權を委讓することになりました。

去る十一月十七日の閣議決定として

發表された「統制會ラシテ行ハシムベキ行政官廳ノ職權ニ關スル件」といふのが即ちそれです。目下、それに引つゞき、さきに第七十九回議會の協賛を経て、本年二月公布された昭和十七年法律第十五號（國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人等ラシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律）に基づく勅令および省令の準備が進められてゐるので

す。一體、行政官廳の職權が行政官廳以外の他の者に委讓されるのは、これまで府縣市町村等に殆んどその例が限ら

れておりました。今度のやうに、統制會のやうな業者團體に對して、ひろく行政官廳の職權委讓が爲されるのは、全く劃期的の措置といふべきです。以下、この問題について大體の要點を申し述べ、皆様の参考に資したいと思ひます。

委讓の理由

まづ、何故に統制會に對して行政官廳の職權が委讓されなければならぬかの根本理由について申し上げます。統制會は、あらためていふまでもなく、國民經濟の總力發揮を旨とする當該産業の綜合的統制團體であり、また、當該産業に關する國策の協力機關であります。このやうなものとて統制會が設立された以上、當該産業の内部の個々の問題については、できるだけこれを統制會に任せることが適切な途です。

政府は國策の大綱を握りながら、その具體的實施に關する事項は統制會に自主的に任せようといふのが、そも統制會制度の大きな狙ひであつたのです。ところが、すでに統制會も成立し、いよいよその本格的な活動に入らうとする今日、各種の法令をみますと、そこには従來の方式に従つて、個々の業者に對する政府の直接の職權を定めたものが甚だ多いのです。大小の事務に關する各種の認可、許可、届出などの規定がそれです。このやうな法令上の政府の職權をこのまゝにしておいては、同一の業者に對して政府と統制會とが二重に統制指導を行ふ結果となり、そのこと自體、國家として大きな無駄であるばかりでなく、統制會設立の根本趣旨にも副はないこととなります。そこで、このやうな法令において行政官廳の職權として定められてゐるものを再検討して、その性質上、統制

會に行はせるのをむしろ適當とする職權は、この際、思ひきつてこれを統制會に委讓して權限關係の整理を行ふことが必要と考へられるのです。かうしてこそ、民間の知識経験を活用して統制の能率的な運営を圖らうとする統制會制度本來の趣旨も生かされることになりますし、また政府としても、常に大所高所から國家大局の施策に専念し、國家經濟全體としての綜合性と計畫性を保持することができわけです。いひ換へれば、この職權の委讓によつて、國家事務について、官民おの／＼その分に従ひ、相協力してこれが處理に當る體制が整へられることになります。さらにも、これによつて統制會自身の育成、強化が著るしく促進されることも期待されるのです。

どんな内容か

次に職權委讓の内容について申し

ます。如何なる統制會に如何なる職權が委讓されるかの問題です。

職權を委讓される統制會は、差當り、第一次指定に係る鐵鋼以下十二の産業の統制會であることはさきにも述べました。第二次指定の産業の統制會についても、今後その整備を俟つて、同じく委讓が行はれることになりませう。

委讓される職權の全貌は、近く制定される職權委讓に關する勅令及び省令において、具體的に明らかにされますが、その大體の基準は、さきの閣議決定中に示されてゐるところです。

すなはち、統制會がいはゆる企業協同體として、當該産業における生産及び配給の統制指導を行ふと共に、當該産業の整備確立を圖ることをその主たる使命とするところに鑑み、いやくもこれらの事を行ふに必要な職權は、原則としてこれを統制會に委讓することとしたのです。例へば鐵鋼統制會に

ついていへば、鐵鋼統制會は、國家が要請する一定數量の鐵鋼の生産を確保するために、その所屬する企業全體をあたかも一個の企業體と見て、その生産に關しあらゆる措置を講ずることが出来なければなりません。生産設備に對しても、生産用資材についても、將また各企業の存廢自體に關しても統制會は權限をもつことが必要です。また鐵鋼の配給については、鐵鋼統制會において一元的にこれをコントロールできる建前とすることが適當です。かういふ考への下に鐵鋼に關する各種法令上の職權を拾ひ、これを鐵鋼統制會に委讓することにしたのです。さきの閣議決定において、(1)當該産業における生産に關する統制指導上必要な職權、(2)當該産業における生産用資材の配分に關する統制指導上必要な職權、(3)當該産業における生産品の配給に關する統制指導上必要な職權及び(4)

當該産業における企業整備の促進上必要な職權は、それ／＼原則として統制會をしてこれを行はせる旨を定め、その具體的な例として、
(1) 製鐵設備の増設の許可及び製鐵事業の休止の許可
(2) 製鐵用輸入原料を製鐵業者へ賣渡すべき旨の命令
(3) 製鐵業者はその製造した鐵鋼を配給統制會社に賣渡すべき原則に對する例外許可
(4) 製鐵會社の合併の認可及び製鐵事業の譲渡の許可
等の職權を掲げてゐるのが即ちそれです。もつとも、生産に對する統制指導は、事業設備や資材等に關するもの外に、資金及び勞務等に關する權限をも握らなければ完全なものとはいへません。統制會に對する職權委讓もこれらのすべてを網羅することが理想的なのですが、この度は資金、勞務に關す

行政官廳の職權は一應委讓されな
いことになりました。

右に述べましたやうに、當該産業の
(1)生産、(2)生産用資材の配分、(3)生産
品の配給及び(4)企業整備に關する統制
指掌上必要な職權は、原則として統制
會に委讓されるのですが、たゞ左に掲
げる職權はその性質に鑑み、例外的に
委讓されないことになりました。

- (1) 一般的公益命令
- (2) 臨検検査權
- (3) 職權の行使により國庫補償を伴ふ職權
- (4) 國庫助成金の交付に關する職權
- (5) 特殊會社法による特殊會社に對する監督の職權
- (6) 企業整備令による職權
- (7) 價格の決定に關する職權

の見地から政府がすべきところである
と考へ、これを委讓しないこととしま
した。(2)については、重要産業團體令
上、すでに統制會は、そのメンバーに對
する一般の検査權を認められてをり、
この上、特に臨検検査といふ強權的な
權限を認めることは、強ひてその必要
がないだけでなく、統制會の業者團體
である本質に鑑み、却つて適當でない
と考へたからです。(3)と(4)は、國家の
財政に直接關係のある職權なので委讓
をしないことになりました。たゞ、製
鐵用輸入原料配給等統制令による命令
だけは國庫補償を伴ふものですが、現
に(4)に運用されてゐる制度であり
ますので、これは委讓されます。(5)は、
鐵網統制會と日本製鐵、鑛山統制會と
帝國鑛業開發、日本産金振興との關係
等の問題です。いろいろ議論のあると
ころですが、これらの會社に對する政府
の特別關係その他の事情を考慮し、一

應委讓しないことにしました。(6)は、
その發動の影響が重大なもので、政府と
しても運用については十分慎重を期す
こととしてゐる關係上、一應保留しま
した。(7)は、價格がその性質上、他の
産業及び消費者一般に對する考慮を必
要とするため、政府において統一的に
把握すべきものと考へたのです。
なほ、さきにも觸れた通り、臨時資
金調整法、會社經理統制令、賃金統制
令、勞務調整令及び學校卒業生使用制
限令等に定められる職權は、今回は委
讓されないことになりましたが、それ
らについては、重要機械製造事業法ほ
か二つの機械關係の事業法と共に、一
定の範圍内で、なるべく速かにこれを
委讓するやうに考究する旨が明らかに
されました。
なほ、職權を委讓されないものにつ
いても、これに關する申請書その他の
書類は、できるだけ統制會を経由させ

ることになつてゐます。

以上のやうな要領で職權の委讓が行
はれますが、その職權の定められてゐ
る法令と、統制會との關係を示すと次
ぎの通りです。

- (1) 鐵網統制會
製鐵事業法、製鐵用輸入原料配給等統制
令、鐵網統制規則、鐵府配給統制規則、
製鐵設備制限規則
- (2) 石炭統制會
石炭配給統制法、重要鑛物増産法、石炭
配給調整規則
- (3) 鑛山統制會
赤金法、重要鑛物増産法、銅、鉛、錫等配
給統制規則、白金等配給統制規則、硫黃
配給統制規則、滿鐵鑛配給統制規則、鑛
石配給統制規則
- (4) セメント統制會
セメント配給統制規則
- (5) 産業機械統制會、精密機械統制會
電氣機械統制會、車輛統制會及び自

自動車統制會

- (6) 機械設備制限規則、鑄造設備制限規則
- (7) 自動車統制會
のの外、自動車修理用部分品統制規則
- (8) 前記各統制會及び金屬工業統制會
鐵網統制規則、鐵府配給統制規則、カ
イド配給統制規則、統配給統制規則
- (9) 貿易統制會
貿易統制令

委讓の意味

こゝで誤解のないやうに、一、三のこ
とを申し添へておきます。
問題は、普通、「統制會への職權委
讓」と呼ばれてをりますが、それは正
しくいへば、「法令に定むる行政官廳の
職權の統制會に對する委讓」といふこ
とであります。

(1) 「統制會が出来てから、一年も経
つた今日、やうやく權限が與へられ
る。一體、今まで統制會は權限もなし

に何をしておたのか。」といふ質問を聞
きます。それはこの度の職權委讓によ
つて、初めて統制會は自己の職權を
もつことになるのだと考へる誤解で
す。

いふまでもなく、この度、委讓される
のは「行政官廳の職權」です。統制會は
當該産業の総合的統制團體として、そ
の本來の使命を遂行するために必要な
權限は、すでに重要産業團體令上、種
種認められてゐます。例へば、傘下業
者の事業の統制のために統制規程を定
めることができます。また、傘下業者
から種々の資料を求めることもできま
す。統制會は本來、業者團體として、す
でに固有の權限をもつてをります。そ
の固有の職權の外に、さらに行政官廳
の職權を與へようとするのが今回の問
題です。

行政官廳の職權を委讓する結果、統
制會の地位はいよゝ／＼重くなり、その

本来の権限も事実上さらに強化されることになりませうが、この本来の権限と委譲される権限とは、兩者その性質を異にすることに注意せねばなりません。例へば、統制會の本来の権限は當然その傘下の業者だけにしか及びませんが、行政官廳の職權を委譲された際には、統制會はそのメンバーでない第三者である業者に對しても權限關係に立つことになりませう。これを鐵鋼統制會についていへば、製鐵事業法の適用をうける製鐵業者は、未だそのすべてが鐵鋼統制會の傘下に入つてゐるわけではありませぬ。しかも、製鐵事業法上の職權が鐵鋼統制會に委譲されれば、鐵鋼統制會は、第三者である製鐵業者に對してもその權限を行ひ得ることになりませう。

(2) また、問題の職權は、法令に定むる職權です。行政官廳では法令上の職權の發動としてではなく、事實上の

行政運用として平素種々の事務が行はれてをります。しかしさうしたいは「事實上の權限」は、敢へて特別の法令を俟つまでもなく、隨時その事務の委譲が行へるわけですから。これに反して、法令上、行政官廳の職權として定められたものを、統制會に行はせようとするれば、どうしてもこゝに法令の根據を必要とします。

さきに昭和十七年法律第十五號（いはゆる職權委譲法）の制定をみたのもそのためであつて、前に述べたやうな職權の委譲を行ふために、たゞ今の法律に基づく勅令及び省令案の審議中であることもすでに觸れた通りです。従つてまた例へば、金屬加工業のやうに、從來これに關する特別の法令の制定されてゐない産業の統制會については、各統制會に共通の職權以外には、殆んど職權委譲の問題を生じないわけですから。

公平を確保することが肝要です。萬一、委譲された職權の行使について非違の誤をうけるやうなことがあれば、それは統制會全般の面目に關する問題です。この點について、統制會當事者の萬全の配慮をお願ひしたいと思ひます。

それ、現に種々の計畫の立案に當つて實際上その參畫を得てゐる次第です。さきの閣議決定においても、その備考で、「政府は産業に關する政府の計畫に對する統制會の協力參畫の使命達成に遺憾なきやうこれが指導に努むる」旨を特に明記して、政府の意圖を強調するところがありました。

統制會の責任

統制會に行政官廳の職權が委譲された場合、その限度において統制會は國家の行政事務を行ふことになりませう。元來、統制會は、その目的からいつても、またその事業からいつても、國家的性質の極めて強い團體です。従つて、その事務の執行に當つては、つねに高い國家的精神が要求されるのですが、特にこの委譲された事務の執行については、格段の用意をもつて、その嚴正

3) またかういふ質問を聞きます。「物資動員計畫、生産擴充計畫等の國家重要計畫の立案に統制會を參畫させることは極めて重要な問題であるが、この度の委譲せらるべき職權の中に、これがないのはどういふわけか」といふのです。統制會は當該産業の協力組織として、當該産業に關する政府の計畫に參畫することをその重要な使命とすることは更めて申すまでもないところですが、重要産業團體令においても、その事業の筆頭にこれを掲げてをります。しかし、この度の問題は、さきにも述べた通り、「法令に定むる行政官廳の職權の委譲」に關することです。「計畫に對する參畫」は職權の委譲とはやゝ問題が異なります。従つて職權委譲の内容としては、盛られてゐないので、しかし統制會の參畫については、政府として從來十分に意を用ひて來たところですから。統制會により程度の差

て、職權委譲によつて統制會の本質自體が變るわけのものでもとよりありません。統制會は同業者團體として、あくまでもその潑刺たる創意と、明確な責任とをもつて、ますますその敏活にして能率的な長所を伸ばさなければならぬのです。苟くも職權の委譲によつて、いはゆる官僚化の非難をうけるやうなことはないやう自戒を要します。

統制會に對する政府の監督に關しては、すでに重要産業團體令で規定が設けられてゐますが、この度、行政官廳の職權が委譲されることになると、その委譲された行政事務の限度において、統制會はさらに政府の特別監督をうけることは當然でせう。今度の勅令中にも、その旨の明文が設けられる筈です。重要産業團體令では、本来の業者團體としての統制會が考へられ、職權委譲令では、行政權の主體としての統制會が考へられるといふわけですから。しかしながら、かういつたからと

なほ、今一つ附言しておきます。それは統制會においても職權の行使そのことが重要なのではなく、むしろそれを背景とし、それを中軸として動く實際上の運用が重要だといふことです。この度の職權委譲によつて、統制會の機能が増す／＼充實強化され、その活動が本来の使命に向つて一層促進せられることが何よりも期待されてゐるのです。

大東亞戰爭一箇年の戦果

陸軍

大本營発表（七月午後四時）大東亞戦争開始以來最近までに收めたる帝國陸軍の総合戦果中主要なるもの並びに我方の損害左の如し

一 南方及びアリューシャン方面

- (イ) 交戦兵力 約六十万
- (ロ) 消費死體 約五万一千
- (ハ) 俘虜 約三十万三千
- (ニ) 鹵獲品
 - 各種火砲 三六二〇門
 - 重砲機 一一三〇〇挺
 - 其他銃器 二〇六〇〇挺
 - 戦車 一四四〇挺
 - 自動車 三二七〇〇輛
 - 鐵道車輛 一一二〇〇輛
- (ホ) 飛行機
 - 七三一機
 - 九九三機
 - 二三五機
 - 一九五九機

二 支那方面

- (イ) 交戦兵力 約三百六十万
 - (ロ) 交戦回数 約二万五千回
 - (ハ) 消費死體 約二十八万
 - (ニ) 俘虜 約十二万三千
 - (ホ) 鹵獲品
 - 各種火砲 八四六門
 - 重砲機 三二〇〇挺
 - 其他銃器 一五九一〇〇挺
 - 自動車 一一九輛
 - 鐵道車輛 二〇八輛
 - 一八八機
- 【註】本戦果中飛行機 船舶に關するものは十一月末日までに、その他は十月末日迄に判明せるものなり

百四隻

海軍

果戦合綜るよに表發本大のてま日七月二十來以戦開

飛行機	船隻	特設艦隊	魚雷艇	潜水艦	特務艇	乙級巡洋艦	甲級巡洋艦	航空母艦	戦果		沈没	捕獲	我方の損害
									米	英			
九九三機	五〇三隻	一隻	九隻	八隻	九隻	二隻	七隻	七隻	二七	二七	九	二	沈没六隻
九九三機	五〇三隻	一隻	九隻	八隻	九隻	二隻	七隻	七隻	二七	二七	九	二	沈没六隻



年頭に當り

「必勝の誓」を致しませう

一月の常會
徹底事項

誓

大東亞戦争二度目の新年です。勝負はまさにこれからです。戦ふ皇軍に事缺かせぬやう、あくまで生産を増強し、勝つて勝つて勝ち抜いて敵を降参させませう。國內も戦場です。すべてが戦争生活です。誓つて、すめらみたまの限りなき戦力を發揮いたします。

新調や新規購入をやめて貯蓄しませう

いよく國家の生産力を戦争遂行に集中せねばならぬ時となりました。また貯蓄もますます増さねばなりません。

戦力強化のために豚や兎の増産に努めませう

榮養をよくして長期戦に勝ち抜く旺盛な體力を培ふと共に、酷寒の戦野に戦ふ將兵の防寒服や、飛行服になくてはならない兎の毛皮を、どしどし第一線に送り出すために、豚や兎の増産に努力しませう。

(一) 厨芥などで豚の増産に努めませう

(イ) 都市の家庭では、やむなく出た厨芥を、他の塵芥と區別し、さらにガラス、陶器類等の危険物や、辛いもの、煙草の吸殻等を入れて出させう。
(ロ) 農村では、これらの厨芥の利用やその他の工夫で、盛んに豚を飼ひ、同時に堆肥を深山つくりませう。

(二) 大いに軍兎を飼ひませう

(イ) 仔兎は市町村農會に依頼すれば、手に入れられることになつてゐます。
(ロ) 兎箱は林檎箱等の空箱で、餌は野菜屑、屑芋、野草等で間に合ひ、子供でも飼ふこ

とが出来ます。なほ、飼ひ方や、販賣の方法等のくわしいことは各市町村農會で指導に當つてびます。

薬工品の増産と回収に努めませう

吹(かます)、繩(なは)、苧(むしろ)が足りないといふ、各種物資の荷造りが出来なくなり、肥料や塩の配給が困難となるばかりか、戦地の兵隊さんへの物資の輸送にも差支へます。遊んでゐる製苧機、製繩機のないやう、必ず吹、繩、苧を作り、又これが利用の出来ぬものは、これを造るものへ原料を供出してませう。

産業組合、商業組合等の薬工品回収に協力し、出来るだけ古俵、肥料空吹の供出に努めませう。このため青年學校、國民學校の生徒にも手傳つていただきます。

補助貨の回収に協力しませう

軍需品生産のためにアルミ貨以外の補助貨の回収に協力しませう

政府は、昭和十七年十二月からアルミ貨以外の補助貨を回収して、アルミ貨や小額紙幣または銀行券と引換へることになりました。そのうちに含まれる銅やニッケルなどは軍艦、大

砲、戦車、飛行機等の貴重な資材となるからです。この際、私どもは一枚残らずこれを米英撃滅の第一線に送りませう。

(一) 引換へられるもの

ニッケル貨、白銅貨、アルミニウム青銅貨(以上、孔あきの十錢と五錢)銅貨、青銅貨(以上、二錢、一錢、半錢、五厘及び一厘)銀貨(五十錢、二十錢、十錢、五錢)並びに寛永通寶の二厘錢、一厘錢及び文久永寶の一厘、半錢

(二) 引換への機關

全國銀行本支店・出張所、信託會社、信用組合、戰時物資活用協會

(三) 引換への方法

(イ) アルミ貨以外の補助貨を持った者は、これを直接に最寄の引換機關に持参して引換へること

(ロ) 部落會、町内會または隣組では、なるべく特定日を定めて各戸より取纏め、引換への斡旋をなすこと

(四) 引換への手数料

引換機關では、引換へた者に對してその種類にか、はらず、五十個毎に五錢(但し五十個未満は切捨)の引換手数料を支拂ひます。

常會の頁

當選發表 隣組の貯蓄例

臺所の無駄を省いて

石川県金沢市長町五番丁六四番地ノ四
金沢貯蓄支局事務員 安田 外枝

私達の隣組は十一世帯を一つの班としてをります。二月に一度の國債の割當は、約二百五十回程度です。

情報局が放送協會と協力して募集した「隣組の貯蓄例」の入選作八篇中の五篇です。他の三篇は前號十二月九日號に掲載しておきました。今回は「あなたの隣組では、どうやって貯蓄や國債消化の實踐をあげてみますか」といふ題でした。なほ次回の題は追って發表いたします。

私達の隣組は十一世帯を一つの班としてをります。二月に一度の國債の割當は、約二百五十回程度です。

いので、かなりの重荷でした。そこで組長さんの發案で、毎日の副食費の節約により、國債の購入金の一部にあてることを皆が賛成、早速節約の貯金を實行にうつすことになりました。従來の私達の生活では、一人平均三十錢見當でした。それは無駄な買物が多く、魚や野菜を餘分に買ひ、餘れば味が悪くなるというは無理をして食べた、捨てたりしてをりました。この時局に、無駄を廢し今まで捨ててかへりみなかつた臺所の屑を生かして使ひ、野菜の切端の中にも榮養價満點の物が多く、生かせば立派な料理が出来ることを考へ、また野菜果物

等は皮と實との部分に一番榮養がありますから、皮付のまま使用し、ジャガイモ等は皮をむけば二割方目方がへりますが、ゆでて薄皮だけむけば三分ぐらゐしか減りません。もし皮をむけば必ずこれを利用し、天日でほしてすり鉢ですつて、片栗粉代用にして用ひるやうにしました。かうしてなるべく安く榮養のあるものを買ふやうにすれば、平均一人當り五錢から七錢ぐらゐの節約が出来ますので、毎日當番を定め、節約した金を集めて組長さんの所へもつて行きます。組長さんの所では五日分まとめて郵便局に預入してくださることになつてをります。

一月當り少くとも一ヶ月五圓から八圓ぐらゐの節約が出来、二月で十五、六圓程度になりますので、これを國債購入費のたしとしてをり、少しでも多く買ふやう努めてをります。時には苦しいと思ふこともありすが、國債となり國につくして自分にもどることを思

ひ、明るい希望を胸一杯に、切りつめた毎日の生活をおくつてをります。女で出来るご奉公はこれに越したものはありません。日本中の主婦が皆この心掛けで下されば、もつと多くの國債、債券も何の苦もなく消化されることと思ひます。

大人と子供の貯蓄合戦

熊本縣宇都賀市大鏡町二二二九
第三回組長 小林 周治郎

私の隣組では子供常會の申合せにより、お小遣の中から毎日一錢づゝ積立て、をります。加入者は國民學校入學中の兒童です。私は子供のことでずか

らず積立てるやうにと、集金のカードを渡して一日一錢持つて來ると、その日の欄へ私の印を捺してやりませす。カードは下げるやうに出来てをり、家の中の見易い場所に下げておきま

す。子供は私の印の重なるにつけ、また空欄が一つづゝ減つて行くのを見て楽しみ、その日の貯蓄を待つやうになつてきました。誰いふともなしにこの空欄を、敵米英の飛行機、軍艦と思ひ、毎日の一錢の爆撃でこの空欄を撃滅して行かうといふことになり「米英撃滅貯蓄」と名付けました。最近では、お母さん達が學校に上らぬ子供や、また妊娠中の母から生れる赤ちゃんのために参加したいと申込みがあり、米英撃滅の勇士が増加しつゝあります。集金の方法は六年生以上の生徒が二名づゝ交替で集金

し、私宅へカードと金を持参し、捺印の上、再び子供へ返します。この子供の貯蓄に動かされたお母さん達も、子供に負けないやうにと、十二月八日の大東亞戰爭一周年を記念して、次ぎのやうな申合せをいたしました。臺所の節約を圖つて毎日五錢づゝ積立てることです。いよいよ十二月八日より大人と子供の貯蓄合戦が開かれる譯です。大人の集金も子供貯蓄と一緒に子供が集めることになり、そのお禮と貯蓄向上の意味をもつて、毎月八日、各家庭の廢品回收代を子供貯蓄に振り當てます。



毎月毎戸平均十六圓

名古屋市中區東區山通二丁目町内會

會長 村松 又平

私共の町内會は、名古屋市の東部住宅街に接した小賣商人の多い經濟的に恵まれない町で、世帯數七十五、その内約十二、三ほどは二階住宅や病院、工場等で實世帯は六十餘であります。貯蓄は國民貯蓄、婦人會貯蓄等は、勿論強力に實施してゐますが、このほか毎日掛ける八幡日掛貯金、毎月八日の大詔奉戴日に貯蓄する大東亞建設米英擊滅貯金、高度節約辛抱貯金と、十二月八日記念日に發會式を擧げる大詔奉戴記念高額貯金と、簡易保險貯金の五種類が並びます。毎日掛

毎月七千圓、八千圓と預入されてゐます。高度節約辛抱貯金は各家庭に大きな太い竹筒一本と五十錢預入の奥様名義の貯金預入通帳を、町内から一冊づゝ全家庭に贈り、そして家庭で一生懸命節約した金をこの竹筒に入れて、毎月一日に集めて貯金する申合せをしたところ、最初の月は二百九十圓、加入者六十五人でしたが、それが三百五十圓となり、四百三十圓となり、十月は五百四十餘圓となりました。この辛抱貯金を開始してから、婦人の協力で全町が非常に節約することになりました。簡易保險貯金は全町一人も洩れなく本年五月加入しまして、毎月二十五日集めてゐます。大詔奉戴記念高額貯金は十二月八日に發會式を舉行しますが、いま豫約でも二万圓を突破してゐますから、十月中には、これまた三万圓位は貯蓄できると信じています。かやうに小さな町内會が、今では一ヶ月一世帯六十餘圓の驚くやうな貯蓄をしてご奉公し、先般も大蔵大臣から表彰されました。

節約による隣組預金の運営の合理化

大坂市住吉區南西丁二丁目六番町町内會 第二十三期組入會長 役谷 與志野

「収入が多くなければ貯蓄も國債消化も出来な

との過去の与へ方をされる方は、私の隣組にはございませぬ。貯蓄は収入により出来るものでなく節約から生れる」との信念から生活水準を下げて貯蓄、國債消化が實行されてゐます。隣組に各世帯を單位とする預金世帯口座が設けられ、組長は内規により合理的に預金を運営されます。個人の自由意志による貯蓄はその増加が不安定であり、使途に不都合があるからでございませぬ。この口座には主婦達の涙ぐましい節約の預金が積み重ねられ、月塵一枚十錢づゝの定期積立、寮所節約貯蓄金、例へば飯米の屑、炊き方の工夫、副食物調味料の合理的

使用、電氣ガスの科學的使用による減費は擧げてこの口座に入れます。買物豫算表を作り、必需品以外は決して買はれてゐませぬ。「行つた序に買ふ」などは固く慎みます。そして省き得ました冗費を記念日貯金として、お國の記念日毎に持ち寄り、和やかな集ひの席で苦心を話題にされて、相互に勵まし合ひをいたします。組員の方は決して流行を追ひませぬ。家財等は百貨店の見切品で満足いたします。冠婚葬祭は必ず自宅でいたし、不要の支出を慎みます。これは生活改善の上から決して小さい問題ではございませぬ。

分業發達の今日でも、組員の方は力めて素人事を自らいたし、簡単な手仕事に決して職人を雇入れませぬ。これに費すべき善の費用の大部を口座に廻し貯蓄されます。現在、相當額に達してゐます。郊外閑地に恵まれた私の隣組では協力自作農園をいたし、生活費の一部を節約、口座に入れます。預金されましたもの

内職をして國債消化

鳥取縣西條郡上野村 足立 涉月

十七戸で一隣保里を組織してゐる私共の所では、男子の戸主が僅かに七軒しかなく、女一人または六十歳以上の老人夫婦で留守宅を守つてゐる家が多いために、

家で受持ち、小額券は一枚づつ貯金を引出して買ふといふ風にして、漸く義務を果たしてゐるが、都會や滿洲國方面へ出稼ぎしてゐる者からの送金で暮してゐる留守居や、女子供の働きで暮しを立ててをります家での貯金高は、全く知れたもので、殆んど残り少なくなりました。そこで國民貯金の一回づつ、婦人會貯金五十錢づつの毎月の定期貯金は、必ず節約して掛けて行きますが、二月毎に割當てられます百圓乃至百五十圓位の債券を引受け消化することはなかなか困難です。そこでこれを消化するために、この長夜を利用し、班の事務所へ各戸から一

人づゝ出集り、千枚一圓五十錢のするめ袋または千枚七十五錢の袋袋貼りに糊を出しまして、一人十五錢以上を稼ぎ出し、家業または他に有利な副業をもつてをる者は、事務所集らないで自分の仕事に出稼ぎし、夜業賃金の中から十五錢を班長に納めます。班長は仕事料の取次ぎと賃金を計算受取り、全部債券の割當があるまで預つておき、これで割當債券代金を支拂ひ、債券は全部共有として局へ預けます。残金は班の貯金として預けおき、隣保班の基金の増殖をはかり、また班内の入用(出征軍人見送りまたは歸還祝等または班内出

産香典その他)が起つたとき、これを充當します。毎夜八時から十時前頃まで、各自の義務額十五錢は十分に稼ぎまして、各戸二十日以上を勤め、月額三圓以上五、六圓の儲け高となり、債券の割當ぐらゐは容易に消化する事が出来てゐます。しかしこの副業や内職が何時まで続くものか確かなところが分り兼ねますので、他にもつと的確なよい方法はないかと探究中です。

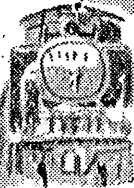
寫眞週報

第二百五十一號

十二月十六日發行
定價 十錢

- △天窓の光景に輝く
- △大東亞戰爭海軍作戦記録畫
- △この貯蓄の餘裕あり
- △隣組の貯蓄作戦
- △軍國の勇敢
- △生産増進に便はれる米英俘虜
- △皆さんが献納したヒマシ
- △臺灣のヒマシ栽培運動
- △農林と都府を結ぶ驛友
- △新鮮な牛乳が信州から上野行き列車で
- △茨城の山から帝都の冬へ薪の贈物
- △千葉のお百姓さんお茶を有難う

生活必需品と 鐵道輸送



大東亞戰爭を勝ち抜くために、戦争の兵站基地ともいふべき國內の生産擴充と、國民生活の安定とが絶対に必要なことは、更めて申すまでもありません。生活必需品を確保することは、國民生活安定の基本的な條件であつて、延いては生産擴充とも切り離すことの出来ない重要な問題であります。これらの生活必需品の確保については、農林省が主體となつていろいろと施策を講じ、萬全を期してをります。鐵道省でもこの線に沿つて、農林省その他の主管官廳や各統制會社等と密接に連絡して、輸送の確保のために遺憾のないやうにしてをります。世上、往々「輸送がうまく行かないから、生活必需品が窮乏なんだ」といふ聲を聞きますが、生活必需品の輸送がどのやうに行はれ、また現在どんな状況であるかを次ぎに紹介いたしまし

主要食糧に重點

日本における生活必需品の多様なことは、歐米各國のそれとは比較になりません。例へば食料にしても、米はとも角として種々雑多の副食物を用ひ、この點、南は臺灣から北は樺太まで、南北に長い我が國の誠に有難い環境のお陰であります。他の半面、消費統制といふことを考へますと、非常に困難なことになり、輸送もまたこの點でいろいろと困難な問題が起つて來るのです。

戦時下の今日、私どもの生活は出來るだけ簡素にせねばならぬことはいふまでもないことで、またさうすること、いろいろ原因からさうでなく、さへ窮乏になつて來てゐる輸送を緩和することになるのであります。

輸送の現状

輸送機關には海運と陸運とがあつ

て、海運は主として汽船と帆船、陸運は主として鐵道と貨物自動車であり

鐵道 噴運の中、その大宗は何といつても鐵道輸送で、國有鐵道だけを探つてみても、國民の主要食料である米、生鮮食品である鮮魚、生

海運 生活必需品のうちで、海運で輸送されてゐる主な物資は、南方その

果、野菜類等の輸送量は、昭和十六年度には鐵道總輸送量の約八%、薪炭類

他の方面よりするいはゆる外米、臺灣、朝鮮等の外地米、大陸の大豆その他

度には鐵道總輸送量の約八%、薪炭類

他の雜穀類、それに塩、薪炭等であり

米 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

ますが、内地相互間でも鐵道が餘り發達してゐない地方や、北海道、本州間

野 菜 類 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

の生活必需品、瀬戸内海沿岸の食塩等は、相當帆船を利用して輸送されて

木 炭 類 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

をります。これ等の海運で輸送される物資は、積出港まで陸送され、また最

薪 炭 類 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

寄港に陸揚後さらに消費地に向つて陸送されるのが普通です。この海運荷

活 鮮 冷 凍 魚 類 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

物の連絡輸送には、港における荷役作業能力と、その物資の供給關係とを脱

味 噌 醬 油 類 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

み合せて、陸送しなければならぬので、陸運としても並々ならぬ苦心がい

砂 糖 類 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

る譯であります。

活 必 需 品 の 確 保 と い ふ こ と を 至 上 命 令 として、この輸送確保に力を入れてを

砂糖四割増

この野菜の四八%増とは、實數で申

しますと、二十六万七千六百三十五ト

の増加で、一日平均にして一千二百

五十トンづゝ増送してゐる譯でありま

す。また活鮮冷凍魚の一五%増にしま

しても、八万六千二百八十六トンの増

加でありますから、一日平均四百ト

以上の増加となつてゐる譯で、これら

の數字からしましても、國有鐵道が生

活必需物資の輸送に如何に努力してゐ

るかの一半が分ると思ひます。

小運送 小運送について一瞥いた

しませう。小運送といふのは、發驛にお

ける荷主の店舗、工場、倉庫等から驛

までと、着驛から荷主の店舗、工場、倉

庫等までの運送のこと、いはゆる運

送店のやつてゐる仕事であります。人

手不足は勿論のこと、運搬具、燃料等

が十分に得られないので、非常に苦心

してをりますが、この小運送でも、生

活必需品の確保といふことを至上命令

ととして、この輸送確保に力を入れてを

ります。また最近では、大政翼賛會が

中心となつて、重點輸送協力運動を全

國的に展開し、勤務報國隊が出勤して、

小運送力の増強に協力され、また學徒

報國隊も、東京を始め大都市の小運送

に非常な協力をしてをります。

貨物自動車 陸運の他の主要機關

である貨物自動車輸送は、小運送と同

じやうに、燃料の規正をしたのに主因

として、その出働數が相當減り、そのた

めに鐵道輸送への轉嫁の一因ともなつ

てをりますが、この自動車不足は、荷

馬車、荷牛車、手車等で、極力補つて、

輸送の完遂に努めてゐる實情でありま

す。

輸送對策の實際

次にこの大切な生活必需品の鐵道輸送について、鐵道省ではどんな施策

は、一%、味噌醬油、砂糖、食塩等の調

味料は一%を占め、合計一%に上つてをります。もちろん、これ等の物資

は、その年の天候、作物、漁獲等の良

否によつて、數量に相違のあるのは當然であります。支那事變勃發前の昭和十一年度から、十六年度までの主要

省全額年度別品目別輸送數量指數表

品目別	前年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
米	100	100	100	100	100	100	100
麥(燕麥を除く)	100	100	100	100	100	100	100
果物	100	100	100	100	100	100	100
野菜類	100	100	100	100	100	100	100
薪炭類	100	100	100	100	100	100	100
木炭類	100	100	100	100	100	100	100
活鮮冷凍魚類	100	100	100	100	100	100	100
味噌醬油	100	100	100	100	100	100	100
砂糖	100	100	100	100	100	100	100

米 一八%増 麥(除燕麥) 二六%増
 野菜類 一七%増 果物 一三%減
 木炭 二六%減 薪 一六%増
 活鮮冷凍魚 一五%増
 味噌醬油 一四%減 砂糖 一五%減

設備がしてあり、魚を水に生かして輸送する貨車であります。近年、小鮎、鱒、鯛等の養殖事業が發達して來ましたので、自然、これ等の稚魚輸送が盛んとなり、主にこのために使用されてをります。

週風室は生果、野菜等が含んである多量の水分から發生する蒸気が鬱積して腐敗發酵させるのを防ぐため、空氣の流通を良くする構造を施した貨車です。

家畜車は専ら活牛を輸送する貨車で、兩側の側板を透し張りとして、換氣を良くし、また上方には幾層、二本を渡して、牛の糞溜りに便利にしてあります。

豚積車は豚や鶏羊等の輸送に使用されるもので、通風換氣に便利な特殊な構造が施してあるばかりでなく、この車は二階造りで、二階積をするやうに設計され、また給水タンクの設備もあつて、輸送中の動物に給水できるやうになつてゐます。

家畜車は鶏その他の籠入りした家禽類の輸送に使用されてをります。車内に棚を設けて、籠を重ねずに積めるやうな構造になつてをり、生鳥の窒息死や壓死、目滅

り等を防ぐやうに製作されてをります。

ハ 特殊な列車の設定 生活必需品の大部分は、大消費地である大都市に向けて地方から送られるのが常であります。特に腐敗、變質し易い生鮮食料品は、悉く公設の中央卸賣市場へ入荷する關係上、開市に間に合ふやうに夜間未明に到着させねばなりません。

ところが一方、發送地帯での出荷時刻は、一日中いつでもよいといふ譯のものではなく、荷物によつてはたいがい一定してをりますから、食料品を輸送する市場列車は、鮮度を失はないやうに急速でなければならぬ上に、さらに發と着の時刻を抑へられてゐるので、勢ひ、途中驛等は殆んど通過し、たとへ停車しても時間を短縮して、彈丸のやうに急速度の運轉をしてをります。

二 優先適時輸送 生活必需品に對しては、關係官廳と連絡を密にして特に需給關係を注視して、優先輸送を

行ひ、國民生活に不安のないやうに努力してをります。昔て大都市に米の在荷が減少しましたときには、輸送上の多くの困難や犠牲をしのんで米の優先輸送をいたしましたし、また本州向の出荷が皆無であつた北海道の南瓜、玉葱等の野菜類を、輸送力の制限されてゐる青函航路を通じて、特に急いで本州へ優先輸送して調節したこともあります。

このやうに輸送に特別の手配を採つてをるのであります。

また今春、中央に鐵道輸送中央協議會を設けて、關係官廳や各種の統制會社と協議し、重要物資の輸送確保に萬全を期してをりますが、その輸送品目中に生活必需品が含まれてゐること

は申すまでもありません。従つて比較的腐敗變質の虞れのない米、麥、木炭、塩類、砂糖等も、需給關係を脱み合せ、一定の數量を計画的に輸送してをります。殊に米のやうに大量の輸送を要す

るものは、特に輸送力を増強し、なほ不足する場合は、比較的輸送力のあ

る線區を選び、迂迴輸送してまでも、輸送の確保に努力してゐるのです。

荷物の受託停止

なほ十二月十五日から國鐵を始め、地方鐵道、軌道、自動車運送事業を通じて、或ひは年末年始にかけて、次のやうに東京、川崎、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸市内着の手荷物、小荷物及び小口扱貨物の發送取扱を停止しましたが、これけ例年、年末に小口貨物が殺到し、市内各驛に山と積まれ、そのために生産力擴充その他戦力の増強上、必要な輸送に支障を來さないやうに、また配給機構を崩さない物資の輸送をも防ぐために實施されたもので、大量の取扱輸送や正常の出荷系統に従つてゐるものは、制限されてをりません。

一 受託停止荷物の種類

イ 左に掲げる手荷物 小荷物扱および小口扱貨物で東京、川崎、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸市内所在驛着のもの。但し(三)に掲げる荷物で、青果物配給統制規則第十條の規定により、農林大臣の指定した荷受機關に宛てて送するものを除く。

- (一) 木炭、米
- (二) 林檎、蜜柑
- (三) 甘藷、馬鈴薯、里芋、白菜、甘藷、玉葱、葱、大根(生のもの)
- (四) 鮭、鱈(塩にしたもの)

ロ 手荷物、小荷物扱貨物によるスキー、但し札幌鐵道局管内各驛相互間發着に係はるものを除く

二 受託停止の期間

イ 第一號イの手荷物と小荷物扱貨物 昭和十七年十二月十五日から昭和十八年一月十日まで

ロ 第一號イの小口扱貨物 昭和十七年十二月十五日から昭和十七年十二月三十一日まで

ハ 第一號ロの手荷物、小荷物扱貨物 昭和十七年十二月二十一日から昭和十八年一月六日まで

以上のように、生活必需品の輸送には、特段の考慮を拂つてをりますが、特別の事態が發生して輸送が混亂した場合にも、生活必需品を積載した貨車が直ちに發見できるやう、特殊な貨車車票を制定使用して輸送を確保するほか、防空下における食料品の確保についても、萬全を期してをります。

しかし軍事關係や、生産力擴充上の輸送需要の増大に伴ひ、生活必需品の輸送も戦時國民生活上に必要な最小限度へと、次第に制限しないわけにはゆかなくなつてをります。國民各位は現下の情勢をよく理解されて、戦時國民生活の實踐を徹底し、戦時下に必要な輸送力の確保に協力されるやう切望します。

独立二十五周年を迎へた 盟邦フィンランド

去る十二月六日に独立二十五周年を迎へたフィンランドは、防共協定に参加してある盟邦ですが、この國は「湖の國」、「白夜の國」として知られ、湖の数は地圖に載つてゐるものだけでも六万を越し、また首都ヘルシンキでは真夜中にゴルフに興ずることが出来ることとす。しかし特に私ども日本人にとつて關心を抱かせるのは、フィン人は今ヨーロッパに住んでゐますが、ヘンガリー人などと同様に、その祖先は東洋民族であるといふことです。

民族の歴史

人口は約四百五十万といはれ、フィン人とスウェーデン人に大別できますが、フィン人が

大多数で八割八分占め、スウェーデン人は一割二分、残りは他の種族です。フィンランドの全人口の中の約六割は農民で、僅か一割七分が工業に従事してゐるといふ農業國です。

フィンランドとフィン人の名は、ローマ時代から知られてゐましたが、歴史上に現はれて来たのは西暦八世紀の頃で、この頃からしばしば南下してスウェーデンを脅かしてゐましたが、十二世紀の初葉に至つてスウェーデンに併呑され、この状態はその後一八〇九年、ロシアのアレキサンダー一世の時代に、ロシアの一侯國となつてスウェーデンから分離するまで續きました。フィンランドは一八〇九年以後、ロシア帝國の

前流のやうにフィンランドは、だいたひ農業國であり、その他の資源としては銅、鐵、ニッケル等があり、また湖沼と急流に富んでゐるので、未開發の水力を加へて合計二百五十万馬力の水力源を有するといはれてゐますが、最大の重要資源は何といつても木材で、森林面積は約二千五百万ヘクタールに達し、ロシアに次ぐ世界の木材王國です。

即ち、木材はフィンランドの輸出價格の八割五分を占め、全人口の五分の一は、直接間接にその収入の大部分を木材工業によつて獲てゐるといはれてをり、バルツの生産能力は一九三九年には百七十万トンに達し、また製材工場は約六百を數へ、その多くは近年の建築になり、約三万五千人の労働者を使用し、年産五十万トン、約二億圓に及び、製紙工場では約一六六千人の労働者を使用し、年産三億二千万圓を擧げてゐます。

木材に次ぐ産業に牧畜があり、馬は約四十万頭、牛は約百万頭、羊は約百五十

万頭、豚は四十万頭、山羊は約十二万頭に達し、人口一人當り一頭近くを有してゐます。

敘事詩カレワラ

フィンランドは音楽と文學の國としても知られ、音楽は、地方色の濃いものが愛好されてをり、ヤン・ジペリウスを始め、多くの名作曲家を出してゐます。

カレワラとして世界的に有名な敘事詩は、何時の頃からとも知らぬ古代から傳承されて来た詩歌の一つで、十九世紀の初め頃、エリヤス・リヨンスロットといふ篤學者が各地を旅して蒐集した多數の詩歌の中から系統的に編纂したもので、今ではカレワラは全くフィンランドの民族詩とみなされ、カレワラ協會とか、カレワラ博物館とか、カレワラ圖書館とかが各地に出来て、この民族詩はフィンランドにとつて國寶のやうなものとなつてゐます。

カレワラは恐らくその大部分はフィンランドにキリスト教が入つて来ない以前、即

一部となつたものではありませんが、ロシアはフィンランドの民族と歴史を尊重して、獨自の憲法を有する半獨立的侯國としての立場を認めてゐました。第一次ヨーロッパ大戦が勃發し、一九一七年に帝政ロシアが崩壊するや、フィンランドは同年十二月六日、有名なマンネルハイム將軍の下にロシアの獨裁を脱して、名實共に獨立したのですが、今年はその二十五周年に當るので、なほ、このフィンランドの獨立にはドイツは軍隊を派遣してその獨立を援助して以來、フィンランドとドイツとの關係は頗る密接なものがあつます。

木材と牧畜

フィンランドの面積は約三十八万平方キロ、ヨーロッパでは七番目の大國で、面積の三割五分は森林、一割一分は湖沼、五分が草原、三分が耕地になつてをり、氣候は峻烈ではありませんが、西部と西南部は幾分溫和です。夏は二月から二月半で春と秋は極めて短く、冬は長く寒いといはれ、南部では雪のない地域さへあります。

十二世紀以前で、フィンランドの森林の獵人や、湖畔の漁夫や、草野の牧人や、僻地の農民等の無名の詩人によつて作られ、口から口へと傳承されて来たものであらうと考へられてゐます。この一大敘事詩は、十九世紀の中葉にドイツ語譯が出たのを始めとして、ぞく／＼と外國語に譯され、今では日本を始め、殆んどあらゆる文明國に知られてをります。

なほ、フィンランドの學術として世界的に高く評價されてゐるものに、アジア大陸北方民族の言語や文化の研究があります。わが國とフィンランドとは、その民族の系統において、尙武勇壯にして、しかも藝術的な民族性の點において、その他、幾多の共通、共鳴するものがあります。最近のフィンランドの日本研究は大したもの、殊に大東亞戰爭勃發以來、日本の武士道の研究が盛んに行はれてゐるさうです。今日、この親しい二つの民族が、お互ひに手を繋いで、世界新秩序の建設に邁進してゐるのも故なしといはれたいです。

情 報 局 編 輯

週 報

二十二年十二月三十一日

愛國百人一首

標準漢字表

明年中等學校の入學考査
大東亞戦争と船員
一般會計豫算の概貌
年末年始の旅行制限

324號

昭和十七年十月十一日第三種郵便物認可
昭和十七年十一月十三日發行
（毎週一水曜日發行）

五錢

週

報

昭和十七年十月十一日第三種郵便物認可
昭和十七年十一月十三日發行
（毎週一水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

週報は民翼賛の道しるべ

大東亞戦争國債

郵便局賣出

十二月七日⇨十八日

大東亞戦争第一周年記念

あの感激を 國債へ債券へ

第六回戦時 貯蓄國債券

賣出 十二月七日⇨一月七日

（本書の大きさは國定規格A5判）